

国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険で発行している限度額適用認定証、高齢受給者証が更新時期を迎えましたので、お知らせします。

○限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証（申請が必要です）

国民健康保険に加入している方が医療機関で診療を受けた際に国民健康保険の「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関窓口で提示した場合、自己負担限度額までの支払いで済みます。

現在交付している認定証の有効期限は7月末となっていますので、8月以降、認定証が必要な方は、市保険年金課国保担当窓口で交付申請の手続きをしてください。

※認定証は申請した月から有効となり、前月に遡って適用することはできません。

※国民健康保険税の滞納がある方は認定証を交付できない場合があります。

【申請に必要なもの】

- ・認定証が必要な方の国民健康保険被保険者証（保険証）
- ・世帯主の方のはんこ
- ・世帯主と対象者の方のマイナンバーカードまたは通知カード

- ・手続きに来られる方の本人確認書類（運転免許証など顔写真付きのもの）
- ・世帯主以外の方による申請の場合は、世帯主の委任状など

○高齢受給者証（手続き不要です）

国民健康保険に加入している70歳から74歳までの方に、「国民健康保険高齢受給者証」を交付しています。「国民健康保険被保険者証（保険証）」とあわせて医療機関窓口で提示することで、窓口での負担割合が2割となります。（ただし、現役並み所得の方の負担割合は3割です。）

毎年8月1日に更新となりますので、所得判定後の新しい高齢受給者証を7月末までに世帯主の方あてに郵送します。

【お問い合わせ先】

市保険年金課国保担当（市役所1階⑤番窓口）

☎32・2113 / FAX35・0173

Mail:hokennenkin@city.komatsushima.

i-tokushima.jp

介護予防講座のご案内

小松島市内在住の方が対象です。申込不要、受講料無料です。参加ご希望の方は直接、会場へお越しください。

※飲料水、筆記用具などは各自でご持参ください。新型コロナウイルスの感染拡大予防のため、感染の疑いや体調不良がある時は参加をお控えください。また、マスク着用での参加をお願いします。今後の感染状況に応じて開催が中止となる場合があります。

介護予防健康教室

※65歳以上の方が対象です。

テーマ 健口寿命は健康寿命！

【講師】山本歯科医院 歯科医師 山本 修 先生

【日時】7月16日(木) 午後1時30分から午後3時まで

【会場】市総合福祉センター

脳若トレーニング

(タブレット型コンピューターを使用した脳トレーニング)

【講師】脳若ステーション 認定トレーナー

【日時】7月27日(月) 午前10時から午前11時まで

【会場】市総合福祉センター

阿波踊り体操教室

【日時】7月8日(水) 午前10時から午前11時まで

【会場】市総合福祉センター

脳トレクラブ生き生き

【日時】7月16日(木)

午前9時30分から午前10時30分まで

【会場】市総合福祉センター

※各地域での脳トレクラブ生き生きについては、7月から再開予定です。日時等詳細については、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

市社会福祉協議会地域包括支援センター
(横須町11番7号・市総合福祉センター内)

☎33・4040 / FAX33・4042